

志摩市「宿泊税導入に関する説明会」報告

「志摩市における『宿泊税』の導入（案）について」の説明会を下記のとおり行いました。

開催日：令和8年1月20日（火）、21日（水）、27日（火）

開催時間：10時から又は14時から

開催場所：旧5町各会場

参加人数：計60名（うち事業者51名、関係者9名）

各会場別の報告は、以下のとおりです。

写真（各会場の様子）



磯部会場（1月20日）



大王会場（1月20日）



阿児会場（1月21日）



志摩会場（1月27日）



浜島会場（1月27日）

①磯部会場

開催日時：令和8年1月20日（火） 10時～10時40分

開催場所：磯部生涯学習センター 多目的ホール

参加人数：計7名（うち事業者7名、関係者0名）

【質疑内容】

●事業者A

- ・特別徴収義務者報奨金6%を目標とすると説明があったが導入はいつになるのか？
- ・鳥羽市が今年から動き出すが何%としているか？

【回答】

- ・スケジュールにつきましては特に期限を設けておりません。標準率の2.5%としている自治体が多い中、志摩市は事業者様のご負担の軽減のために6.0%を目指しております。
- ・鳥羽市については2.5%と伺っております。

●事業予定者B

- ・免税点となる基準額は食事付なのか？
- ・食事代込みの宿泊施設側が、素泊まり料金を5千円未満とした場合は免税となるのか？
- ・伊勢・鳥羽・志摩で足並みを揃えてと聞いたことがあるが、6.0%としたねらいは？

【回答】

- ・素泊まり税抜きの価格が基準となります。
- ・5千円未満で設定したのであれば、宿泊税における免税額の宿泊料金となります。
- ・説明会や個別説明の中でも事業者様のご負担に感じているというお声がありました。このことに寄り添うという考えから6.0%を目標としています。

●事業者A

- ・用途についてお客様への説明も必要となることから、市で考えている具体的な事業は？
- ・また、その時点での状況に応じて事業化されることでよいか？
- ・外国語が話せないスタッフが多い現状である。多言語の案内看板も必要だが、QRコードを読み込むことで多言語での説明などができる観光施設が増えていくとありがたい。

【回答】

- ・用途について4本柱の提言を基に今後委員会を立ち上げる予定です。
- ・この委員会では事業者の皆様のご意見も聞きながら、具体的な用途について検討していくこととなります。
- ・「受け入れ環境の整備」も4本柱の1つとなっています。

●事業者C

- ・先行する鳥羽市の宿泊税を使った事業などはどうか？

【回答】

- ・現状では、鳥羽市の具体的な事業を把握できていないため情報収集を進めてまいります。

②大王会場

開催日時：令和8年1月20日（火） 14時～14時30分

開催場所：大王公民館 大会議室

参加人数：計6名（うち事業者6名、関係者0名）

会場での質疑はありませんでした。

③阿児会場

開催日時：令和8年1月21日（水） 14時～15時10分

開催場所：市立図書館 多目的ホール

参加人数：計23名（うち事業者15名、関係者8名）

【質疑内容】

●事業者A

- ・宿泊税は財源不足のために導入するのか？
- ・人口減少や閉鎖をしている宿泊施設も多くある中で「すそ野の広い産業」とは？
- ・観光産業は今後も成長が見込まれるとあるがどうか？
- ・志摩市における観光産業発展のための具体策は？
- ・食事がメインの民宿であり、税額と免税点について詳しく説明を。
- ・特別徴収義務者とは？

[回答]

- ・少子高齢化が進んでいることは皆さんも肌感覚で感じておられると思います。安定的な観光財源を確保していくための選択肢として、宿泊税があり、全国的にも導入が進んでいます。この税は宿泊事業者様や宿泊者様などに還元していくといったものです。この税を活用し、地域の魅力向上を図ることで、志摩市が観光地として発展し、リピーターや新規の観光・宿泊が増加するといった好循環につなげていきたいといった考えがあります。
- ・志摩市は全国や三重県平均と比較して、農林水産業や宿泊業、飲食業に就業されている方の割合が高い傾向にあります。とりわけ観光産業は志摩市の基幹産業です。一次産業や小売業、運輸業、飲食品製造業、廃棄物処理業などにもかかわってくるため、すそ野が広い産業と表現しています。
- ・志摩市が今後持続可能な観光地として発展していくためには、さらなる誘客が必要と感じています。このためには、受け入れ環境の整備などの課題があり財源の必要性が高まっています。「観光客」のみを課税客体としてとらえると、飲食や購買への課税では地元の市民も対象に含まれてしまうため、「宿泊客」を対象としています。
- ・現時点で市が特定の事業に使いたいなどはありません。宿泊事業者様も参画した使途検討委員会で決めていくこととなります。
- ・税額及び免税点の基準は、食事代等を差し引いた素泊まり税抜きの価格となります。
- ・特別徴収義務者とは、旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる事業者様となります。

●事業者B

- ・使途における専門の委員会はどういったメンバーで構成されるのか？大手だけなのか？個人事業主も入るのか？B旅館組合はほぼ休止状態である。観光協会を通じてなのか？

[回答]

- ・委員会については様々な事業者様のお声を拾い上げるために、大手のみではなく広く呼びかけてまいりたい。観光協会のみならず各地区に組合などがあるためこういったところに声をかけていきたいと考えています。

●事業者C

- ・昨年5月の説明会では宿泊税の導入について令和8年度中とあったが、今後の見込みについては？

[回答]

- ・総務省協議などの乗り越えるべき場面が様々あります。導入時期については特に定めておりません。

●事業者D

- ・1泊食事付きで販売している。素泊まり料金が5万円を切るか切らないかの場合においてお客様へ提示する必要があるかどうか？一律であれば提示する必要がなくなるのでは？
- ・宿泊税の税収はきちんと観光財源に回してもらえるのか？

[回答]

- ・定額制の自治体もあれば、定率制の自治体も出てきています。この定率制は事務等が非常に煩雑になってくるといったデメリットもあると聞いています。お客様への説明に苦慮されるとは思いますが何卒ご理解をお願いいたします。
- ・法定外目的税であるため、志摩市の魅力向上など観光分野への支出を目的とした財源となります。

●事業者E

- ・基本的には事前決済のキャッシュレスで運営しているが、税の徴収方法については？
- ・旅行サイトで説明が必要かどうか？

[回答]

- ・徴収方法については、キャッシュレスでも施設側での現金払いでも良いため、事業者様のご判断にお任せしたい。
- ・全ての旅行サイトを確認したわけではありませんが、ページに掲載され、明細に宿泊税が示されています。こういった部分も含めて丁寧な説明をしてまいりたい。

●事業者F

- ・資料の試算案で42施設が5千円未満とあるがどのように調べたのか？
- ・料理込みの宿泊施設があった場合、施設が古い理由から料理を売りにしているため、宿泊費よりも料理のウェイトが高い場合は各事業者が判断するのか？
- ・一棟貸の施設の場合は実際の宿泊人数で割って計算することで良いか？システム改修についてはどうか？

[回答]

- ・観光・プロモーション課がベース資料を調査・作成したもので、あくまでも試算（シミュレーション）であります。加えて、修学旅行生等についても同様の考え方です。
- ・特別徴収義務者となる各事業者様のご判断となります。
- ・一棟貸の施設の場合は実際の宿泊人数で割って計算をお願いいたします。例えば、日計表を作成していただくこととなります。技術的な細かな部分については、事務説明会を行ってまいります。

●事業者G

- ・システム改修は全額なのか、上限が決められているのか？
- ・添い寝の子供の税の扱いはどうか？

[回答]

- ・システム改修の金額等については、観光・プロモーション課との協議も必要ですのでこ

の場でお答えができず申し訳ございません。

- 添い寝のお子様につきましては、宿泊料金として発生する場合は対象となってきます。一方で、親のベッドに添い寝してかつ宿泊料金が発生しない場合は対象とはなりません。

④志摩会場

開催日時：令和8年1月27日（火） 10時～11時15分

開催場所：志摩文化会館 小ホール

参加人数：計14名（うち事業者13名、関係者1名）

【質疑内容】

●事業者A

- ・繁忙期と閑散期の差が大きい。食事込みの価格形態をとっているが基準となる素泊まり税抜き価格については、事業者が算出することになるのか？

【回答】

- ・事業者様の方でしっかりと算出をお願いいたします。

●事業者B

- ・現金払いが基本だと思うが、クレジットカードでもよいのか？
- ・使途検討委員会が決まっているのであればわかる範囲で教えてほしい。
- ・個人的な意見として、使途の4本柱の「③観光客のための災害対応策」は国や自治体がすべきであり、「④観光地経営体制の再整備」は市や観光協会の予算ですべきであると思っているため不要と考えている。一般財源化も懸念される。

【回答】

- ・現金払いとしている施設とキャッシュレス払いとしている施設が先行自治体であるため、事業者様のご選択にお任せいたします。
- ・使途については市役所だけで決めるのではなく、事業者の皆様のご意見をくみ取れる委員会としていきたいと考えております。
- ・ご意見につきましては法定外目的税であるため、一般財源として使用が制限されております。貴重なご意見としてお預かりさせていただきます。

●事業者C

- ・C旅館組合で12事業者あるが宿泊税についてすべてが反対意見である。個別説明を行ってきたとあるがどうか？

【回答】

- ・観光・プロモーション課や税務課にお問い合わせのあった事業者様に、電話や窓口、個別訪問などを行ってまいりました。別途ご説明をさせていただきます。

●事業者D

- ・今回の説明会については導入に向けた説明会と認識しているが、出ている質問が導入後の内容が多い印象である。具体的な事務手続きについては導入が決定してからの事務説明会で行うべき内容である。
- ・他地区でどのような意見や質問が出たのか？
- ・伊勢市、鳥羽市の状況についてわかる範囲で説明を？

【回答】

- ・昨年5月の説明会等でのご意見も反映させた内容となっています。加えて、特別徴収義務者報奨金についても事業者様の一定のお手間に寄り添う率を目標値としているところです。導入後の説明会で個別具体の説明をすべきではありますが、どのような手続き等が必要になるかなど事業者様の質問に関しては、先行自治体の事例を参考にお答えした

ところでは。

- ・（他の説明会での質問について説明を行う。）
- ・当初は、伊勢市・鳥羽市・志摩市で足並みを揃えてといったことであったかもしれませんが、現在はそれぞれの市で地域特性が異なっているため、それぞれの市で進めています。鳥羽市については今年の4月から導入すると確認しています。伊勢市については新聞報道の内容のとおりとなっています。

●関係者E

- ・宿泊税の導入の目的は観光産業を発展させることであるが、私の理解ではこの部分は中間的な目標であり、検討委員会の報告書では、そもそも志摩市の持続的なまちづくりにつなげたいと書かれている。目的税であっても市税であるため最終目標につながる制度設計であるべきである。ふるさと応援寄附金で満喫旅行券などの取組は評価できる。地元の実業家の収入になるような手立てをした上での導入であると思うが？
- ・市民が観光客を気持ちよく迎えらるような環境整備は観光客のみならず観光事業者、ひいては市民にもつながってくる。このことから交流人口から定住人口の増加につながっていくと考えるため、観光公害対策についてやってもらいたい。私が個人的に思っているのが、磯部町穴川の土橋交差点の渋滞緩和対策が必要である。繁忙期には渋滞の列がかなり伸びているため、誘客を進めれば進めるほどこの渋滞がひどくなることを懸念している。
- ・宿泊税の導入によって、観光産業以外の分野にも波及し全体の経済に良い影響が出てくるとまで説明が必要と考えるがどうか？

[回答]

- ・宿泊税の使途については観光客への還元を基本としています。
- ・観光地として磨き上げを行っていくことは、市民にとっても暮らしやすく誇れる地域づくりにつながっていくものと考えております。現段階で市が具体的に説明できる段階にはありませんが、観光客の皆様や宿泊事業者様において有益な事業は市民にとっても有益な事業となっていくものもあるため、使途検討委員会において検討されていくこととなります。
- ・持続可能なまちづくりが目標となる中で、観光振興を通じてかなえていくこととなります。例えば、観光のための環境整備を行った場合、副産物的に市民にもメリットとなりうる事業もあると考えていただければと思います。加えて、税の視点で申し上げると、他の産業に波及効果が出てきたら税収の増加が見込めることとなり、一般財源も増加することとなるため観光以外の様々な分野の財源となっていくこととなります。

●事業者F

- ・一部に反対している事業者もいる中で、今後どのように進めていくのか？
- ・使途の「④観光地経営体制の再整備」について志摩市や観光協会などについてどのような想定がされているのか？
- ・使途検討委員会のメンバーには大きな施設の事業者だけでなく小さな施設の事業者も必要と考えるがどうか？また、事業の実績について事業者も確認する方法は？

[回答]

- ・C旅館組合の関係者様からも反対であるとのことをご意見をいただきましたので、日程調整をした上で丁寧な説明をさせていただきます。
- ・観光地経営体制の再整備については、宿泊税は事業の拡充や新規事業に充てていくもの

であると認識していただきたいと思います。観光協会も含めた他の団体でのセミナーや相談会などへの支援に使っていくことも想定されます。

- 使途検討委員会については、様々なご意見などを出していただけるような委員会になるようにしていくものと考えています。事業の結果については、皆さんに確認いただけるような仕組みづくりをしていきたいと考えています。

●事業者C

- （市に対する歳出削減とふるさと応援寄附金活用へのご意見。固定資産税に対するご意見。）

⑤浜島会場

開催日時：令和8年1月27日（火） 14時～14時50分

開催場所：浜島生涯学習センター 大研修室

参加人数：計10名（うち事業者10名、関係者0名）

【質疑内容】

●事業者A

- ・宿泊客が支払いを拒否した場合、ホテルで対応できない場合は？

[回答]

- ・宿泊税の周知期間を1年間設けている理由は、市のみならず観光協会や各種団体、事業者様におかれましても丁寧な周知を行ってまいりたいという思いがあります。先行自治体においてはチラシの作成などを行っており、こういった形での支援が可能と考えております。とりわけ大手の宿泊事業者様におかれましては全国展開されており、すでに宿泊税を導入している自治体に立地している施設もあるかと思えます。

●事業者A

- ・税率（税額）の基準額について詳細を。
- ・総務大臣同意はいつごろか？

[回答]

- ・素泊まりで税抜きが基本ですが、素泊まりにあたって寝具などに係るサービス料が発生する場合はこれを含めた料金となります。
- ・総務大臣同意については、我々も粘り強く交渉をしております。時期については同意が得られるまでであるため未定としております。

●事業者B

- ・他地区でどのような意見や質問が出たのか？

[回答]

- ・（他の説明会での質問について説明を行う。）

●事業者C

- ・使途が観光に役に立つものとなるのかどうか？特別地方消費税の廃止の要望を行い廃止となったが、その後、東京都が宿泊税を導入した経緯がある。宿泊税自体は観光に資する財源であることをきちんとしておいてほしい。
- ・大きな事業を進める方策も検討してほしい。

[回答]

- ・法定外目的税であり観光分野に充てる財源となっています。このことを踏まえて使途検討委員会で検討していくこととなります。
- ・大きな事業への使途につきましても使途検討委員会で検討されていくこととなります。

●事業者B

- ・インバウンド協議会への分配は想定しているのか？

[回答]

- ・4本柱に沿った事業の構築が求められています。この中で、インバウンド対策の項目となりうるものがあり、使途検討委員会で検討していくこととなります。

●事業者C

- ・宿泊税検討委員会について使途などの検討も行っていくのか？

[回答]

- ・宿泊税検討委員会についてはその役割を終えております。使途検討委員会については改めて組織を作り上げていくこととなります。

●事業者B

- ・オールインクルーシブの施設であるため、フロント業務及び経理業務に負担が生じてくる。フロントで別途宿泊税を徴収することが困難であるため、宿泊税を料金に含めた状態でお客様に提案することが可能か？
- ・システム改修についても海外のシステムを使用しており、高額になる可能性もある。どこまで補助が可能か？

[回答]

- ・現地払いとキャッシュレス払いとの大きく2つの支払方法があります。現地払いにするか、もしくはキャッシュレス等の支払いにするかについては事業者様のご判断となります。この際の明細書には、宿泊税が別途表記されることとなります。
- ・システム改修については、実態把握のためのアンケート調査を行わせていただきます。補助については対象となるものと対象外となるものがあると思われまます。金額も含めて先行自治体の事例を参考に検討してまいりたいと考えております。